最終更新日：2015年10月30日
株式会社岩手銀行
取締役頭取 田口 幸雄
問合せ先：総合企画部 松本 真一
証券コード：8345
https://www.iwatebank.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当行は、当行経営のあらゆる根幹をなす経営理念のもと、長期ビジョンの達成に向けた実効性のある企業活動やコーポレートガバナンス体制の確立により、当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。
■経営理念
「地域社会の発展に貢献する」
「健全経営に徹する」
この2つの経営理念は、創業以来続く当行経営の基本姿勢です。経営環境が激変する中においても、引き続きこの経営理念を実践し、お取引先や株主の皆さまをはじめ、すべてのステークホルダーの負託にこたえていくためには、自己責任に基づく経営の徹底はもとより、経営の透明性の向上、経営監督機能の強化等、高い水準でのコーポレートガバナンスの確立と維持が必要であると考えております。
■長期ビジョン
「地域の牽引役として圧倒的な存在感を示すとともに、トップクオリティバンクとしての地位を確立する」
この経営ビジョンは、当行が主体的に地域経済を牽引していくことによって、地域リーディングバンクとしての役割を果たすとともに、接遇力や顧客満足度などのソフト面を充実・強化することを通じて、クオリティナンバーワンの地位を確立することを目指し策定しました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当行は、コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

■原則1-4（政策保有株式）
【上場株式の政策保有に関する方針】
当行は、政策投資株式について、取引先および当行グループの中長期的な経済合理性や企業価値向上に必要とされる場合に保有しております。この政策保有の必要性については、個別銘柄ごとに中長期的な経済合理性や将来の見通し、地域経済との関連性などを検証し判断しております。
【議決権行使基準】
・当行は、政策保有株式について、中長期的な企業価値向上などの観点から、各議案の賛否を判断し、議決権を行使いたします。
・次に該当する場合には、株主価値保全の観点から、特に慎重に議案を精査いたします。
1．法令違反や反社会的行為が認められる場合
2．株主の利益を阻害するおそれがあると考えられる場合
3．情報開示が不適切で、株主の利益を損なっていると考えられる場合

■原則1-7（関連当事者間の取引）
関連当事者間の取引に関する体制は、以下のとおりです。
・取締役の競業取引および当行と取締役との取引を行う場合は、取締役会の承認事項とすることを取締役会規程において定めております。
・会社法の規定に基づき、競業避止義務および利益相反取引責任についてコンプライアンスマニュアルにおいて定めております。
・所管部署と会計監査人が、関連当事者との取引に関する調査を定期的に行い監視しております。

■原則3-1（情報開示の充実）
(1)経営理念・中期経営計画
【経営理念】
本報告書「1．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。
【中期経営計画】
平成27年度は中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン～復興と創造、豊かな未来へ～」（平成25年4月～平成28年3月）の最終年度であり、その完遂に向けて各種施策に役職員が一丸となって取り組んでおります。中期経営計画の内容については、当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
（URL:https://www.iwatebank.co.jp/ir/management/plan.html）
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
本報告書「1．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。
(3)経営陣幹部・取締役・監査役報酬決定にあたっての方針・手続き
本報告書「取締役報酬関係」に記載しておりますので、ご参照ください。
(4)経営陣幹部・取締役・監査役候補者の指名方針・手続き
【指名方針】
当行は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、戦略的な方向付けを行ううえで、取締役会メンバーとして当行の事業やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会の独立性・客観性を担保するため、そのメンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することも重要であると考えております。このような観点から、当行の事業やその課題に精通する者を一定数取締役候補者として指名するほか、多様な知見やバックグランドを持つ者を、社外取締役（現状3名）・社外監査役（現状3名）候補者として指名することを基本方針としております。また、取締役会における実質的な協議・検討の機会を確保するとともに、意思決定の迅速性を重視する観点から、取締役の員数を12名以下、監査役の員数を4名以下として選任しております。
【指名に係る手続き】
新任の取締役については、代表取締役と人事担当役員が候補者リストを作成し、代表取締役が絞り込みを行い、現任の取締役については、その業績評価等を踏まえ、代表取締役が候補者を取締役会に推薦しております。取締役会では、取締役候補者の選任および指名にあたって、社外役員の意見を最大限尊重したうえで、これを決定することとしております。また、監査役候補者の指名にあたっても同様であり、現任の監査役全員に対してその内容を十分に説明し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定しております。
(5)役員個々の選任理由

当行役員個々の選任・指名理由は以下のとおりです。なお、社外取締役および社外監査役については、本報告書「取締役関係」および「監査役関係」に記載しておりますので、ご参照ください。
○高橋　真裕（代表取締役会長）
平成19年6月の代表取締役頭取就任以来、当行の経営を的確・効率的に担っている。平成26年6月からは、代表取締役会長に就任しており、豊富な経験と実績により、銀行の経営管理を的確・公正・効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有している。
○田口　幸雄（代表取締役頭取）
平成21年6月の取締役就任以来、東京営業部長のほか、審査・営業・市場・企画部門等を統括するなど、本部・営業店いずれの業務についても経験が豊富であり、バランス感覚に優れている。平成26年6月からは、代表取締役頭取として当行の経営を担っており、銀行の経営管理を的確・公正・効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有している。
○斎藤　雅博（専務取締役）
平成17年6月の常務取締役就任以来、企画・総務・市場・審査部門等を統括しており、業務全般を熟知している。平成23年6月からは、専務取締役として当行の経営を担っており、銀行の経営管理を的確・公正・効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有している。
○坂本　修（常務取締役）
平成21年6月から取締役本店営業部長を務めたほか、平成23年6月からは、常務取締役として総務・事務・システム・営業部門等を統括するなど、本部・営業店いずれの業務についても経験が豊富であり、銀行の経営管理を的確・公正・効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有している。
○岩田　圭司（常務取締役）
平成23年6月から取締役総合企画部長を務めたほか、平成24年6月からは、常務取締役として企画・審査・システム・市場部門等を統括するなど、業務全般を熟知しており、銀行の経営管理を的確・公正・効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有している。
○加藤　裕一（常務取締役）
平成24年6月から取締役人事部長を務めたほか、平成25年6月からは常務取締役として事務・システム・市場・審査部門等を統括するなど、業務全般を熟知しており、銀行の経営管理を的確・公正・効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有している。
○三浦　茂樹（常務取締役）
平成25年6月の取締役総合企画部長就任以来、当行の企画部門を統括しリーダーシップを発揮するなど、銀行の経営管理を的確・公正・効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有している。
○荒道　泰之（取締役）
平成24年6月の取締役就任以来、仙台営業部長、本店営業部長を務めるなど、営業現場の経験が豊富である。統率力に優れ、銀行の経営管理を的確・公正・効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有している。
○菊地　美貴男（取締役）
平成26年6月の取締役就任以来、仙台営業部長を務めるなど、営業現場の経験が豊富である。統率力に優れ、銀行の経営管理を的確・公正・効率的に遂行できる能力と十分な社会的信用を有している。
○佐藤　克也（監査役）
平成22年以降、4年間にわたって取締役を経験し、取締役の職務執行の監査を的確・公正・効率的に遂行できる知識・経験と十分な社会的信用を有している。

■補充原則4-1-1（経営陣に対する委任の範囲）
当行の取締役会は、定款および法令に定めるもののほか、取締役会において決議する事項を取締役会規程において定めております。それ以外の業務執行の決定については、代表取締役以下の経営陣に委任しており、その内容は、常務会規程等の各種社内規程において定めております。

■原則4-8（独立社外取締役の有効な活用）
当行は、取締役12名のうち3名を社外取締役としております。また、監査役4名のうち3名を社外監査役としております。社外取締役3名のうち2名、社外監査役3名のうち2名、計4名を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に指定し、社外の独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を確保しております。

■原則4-9（独立社外取締役の独立性基準）
当行では、社外役員（社外取締役・社外監査役）の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足することを前提としつつ、社外役員の独立性基準を以下の各要件に該当しないものと定め、原則として社外役員（候補者を含む）が各要件に該当しない場合、「独立」社外役員に該当するものといたします。
1. 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2. 当行の主要な取引先またはその業務執行者
3. 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている会計専門家または法律専門家等
4. 当行の会計監査人または当該会計監査人の社員等
5. 当行の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主もしくはその業務執行者
6. 当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者もしくはその業務執行者
7. 次に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
・上記1～6に該当する者
・当行およびその子会社の業務執行者
8. その他、当行の一般株主との間で、上記1～7までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれがある者
※「主要な取引先」の定義
・当行を主要な取引先とする者
（通常取引）直近事業年度における売上高に占める当行の割合（2%以上）を基準に判定
（融資取引）当行が最上位の与信先であり、かつ当行の融資方針の変更が甚大な影響を与える場合
・当行の主要な取引先
（融資取引）当行の総資産の1%以上の貸付を行っている場合
（預金取引）当行の総預金の1%以上の預金を受けている場合

■補充原則4-11-1（取締役選任に関する方針・手続き）
本報告書の原則3-1に記載している「(4)経営陣幹部・取締役・監査役候補者の指名方針・手続き」をご参照ください。

■補充原則4-11-2（他の会社の役員兼任状況）
本報告書提出日現在、当行社外役員（取締役・監査役）の他の上場会社等の役員兼任状況は以下のとおりであり、その範囲は合理的であると考えております。
○三浦　宏（社外取締役）
株式会社岩手日報社　代表取締役会長
○高橋　温（社外取締役）
三井住友信託銀行株式会社　相談役
京王電鉄株式会社　取締役
○宇部　文雄（社外取締役）
東北生産性本部　会長
○池田　克典（社外監査役）

学校法人岩手医科大学　監事
〇小原　忍
株式会社岩手めんこいテレビ　取締役副社長
〇吉田　瑞彦（社外監査役）
弁護士

■補充原則4-11-3（取締役会全体の実効性評価）
取締役会の実効性評価については、平成28年以降、アンケート形式等による自己評価等をベースに分析・評価を行い、その結果の概要を開示いたします。

■補充原則4-14-2（取締役・監査役に対するトレーニング方針）
当行は、取締役・監査役の就任時に、上場企業の取締役・監査役として期待される役割・責務、関連法令およびコンプライアンスに関する知識習得を目的とする外部研修に派遣することとしております。また、今後新たに社外取締役・社外監査役に就任した者に対しては、総合企画部長等の上級管理職が当行の経営理念・業務構造・財務内容・組織等を十分に説明することとし、その役割・責務を実効的に果たし得る環境の整備に努めます。さらに、各界の外部講師を招聘し取締役・監査役・部長向けセミナーを随時開催しております。また、取締役・監査役が個々に自己研鑽を行うことを奨励し、トレーニング機会の情報提供・斡旋を行うとともに、その必要経費について広く支援を行うこととしております。

■原則5-1（株主との建設的な対話に関する方針）
当行は、株主の皆さまとの建設的な対話が企業価値の向上に資する有効な手段の一つと考えており、以下のとおり対話の促進を図るための体制を整備しております。
1. 株主との対話に関する責任者および窓口
総合企画部担当役員を対話に関する統括責任者に指定し、その窓口を広報CSR室（総合企画部内）に設置しております。
2. 建設的な対話を行うための体制
個別の対話については、原則として頭取・総合企画部担当役員が応対しておりますが、対話の内容・性質に応じて、そのほかの役員や本部各部長が適切に対応いたします。
3. 個別面談以外の対話手段の充実
株主総会を最も重要な対話の場と位置付け、より多くの株主さまに出席していただけるよう、従来から集中日以外の開催としているほか、当行について理解を深めていただくため、招集通知の早期発送等を実施しております。また、決算説明会やIRの場においても、適正かつ透明性の高い情報の提供により、株主・投資家等の皆さまとのコミュニケーションの形成に努めております。
4. 株主意見のフィードバック
株主の皆さまとの対話により把握された意見等は、その重要性・性質に応じて、経営陣・取締役会に報告しております。
5. 対話に際してのインサイダー情報の管理
株主の皆さまの平等性確保のため、インサイダー情報を一部の株主・投資家等に対し提供することのないよう、情報管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	860,700	4.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	712,900	3.85
株式会社三菱東京UFJ銀行	703,074	3.80
岩手県企業局	611,980	3.30
岩手県	576,347	3.11
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	513,600	2.77
明治安田生命保険相互会社	481,068	2.60
岩手銀行行員持株会	320,728	1.73
住友生命保険相互会社	300,000	1.62
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY	292,100	1.57

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
三浦　宏	他の会社の出身者								○			
高橋　温	他の会社の出身者								△			
宇部　文雄	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三浦　宏		三浦氏は、当行を取引先とする株式会社岩手日報社の代表取締役会長を務めております。 当行と株式会社岩手日報社との取引は、通常の銀行取引であり、特別な利害関係は存在しません。	企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。
高橋　温	○	高橋氏は、当行の取引先である三井住友信託銀行株式会社の取締役会長を平成23年3月まで務め、現在は同社の相談役の地位にあります。 当行と三井住友信託銀行株式会社との取引は、通常の銀行取引であり、特別な利害関係は存在しません。	銀行経営者としての豊富な金融実務経験や幅広い専門的な識見を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役に選任しております。 当行が定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
宇部　文雄	○	宇部氏は、過去（平成24年6月まで）に当行の取引先である東北電力株式会社の取締役副社長を務めておりました。	企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当行の経営に活かしていただくため社外取締役に選任しております。

		当行と東北電力株式会社との取引は、通常の銀行取引であり、特別な利害関係は存在しません。	当行が定める独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役監査につきましては、本部業務監査及び営業店への臨店監査を定期的に実施しているほか、監査部及び会計監査人と連携・情報交換を重ねながら、監査を実施しております。また、会計監査人との連携としましては、監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、報告を受け意見交換するとともに、往査に立ち会うなど会計監査人の業務遂行の適正性を確認しております。
2. 内部監査につきましては、全ての業務部門から独立した監査部（スタッフ18名）を内部監査部署としております。監査部は、内部管理態勢等の適切性・有効性の検証を行い不正過誤を防止する目的で、全ての本部、営業店並びに子会社及び関連会社を対象として監査を実施しているほか、有価証券報告書及び財務諸表等の作成に関し、内部統制の有効性評価を行うための内部監査を実施しております。また、監査役とは、情報交換を行って連携を深め、客観的かつ効率的な監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
池田　克典	その他													
小原　忍	他の会社の出身者										○			
吉田　瑞彦	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田　克典	○	池田氏は、元岩手県職員・元盛岡市副市長であり、同氏を独立役員として指定しております。 当行と同氏との間には、一般株主と利益相反を生じさせる取引はございません。	豊富な行政経験や幅広い識見を当行の監査体制に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。 同氏は経営からの独立性が高く、また、当行の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

小原　忍		小原氏は、当行を取引先とする株式会社岩手めんこいテレビの取締役副社長を務めております。 当行と株式会社岩手めんこいテレビとの取引は通常の銀行取引であり、特別な利害関係は存在しません。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見を当行の監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。
吉田　瑞彦	○	吉田氏は、元岩手弁護士会会長であり、同氏を独立役員として指定しております。 当行と同氏との間の取引は、通常の銀行取引であり、特別な利害関係は存在しません。	弁護士としての専門的な知識と経験を当行の監査に活かしていただくため社外監査役に選任しております。 同氏は経営からの独立性が高く、また、当行の独立性判断基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と株式価値との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、業績向上及び企業価値向上に対する貢献意欲や株主重視の経営意識を一層高めることを目的に、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

社外取締役につきましては、その役割を勘案し、ストックオプションとしての新株予約権は割り当てないものといたします。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年度の報酬については、有価証券報告書および事業報告にて取締役・監査役・社外役員別に各々の総額等を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【決定方針】
　当行の役員報酬については、株主総会の決議により年間の報酬限度額を定め、社外取締役を含む取締役の報酬額を「年額260百万円以内」、監査役の報酬額を「年額60百万円以内」としております。また、この報酬限度額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして「年額80百万円」の範囲で新株予約権を割り当てることを株主総会で決議しております。報酬体系については、取締役（社外取締役を除く）は、基本報酬として月次で支給する「確定金額報酬」、単年度の業績等に応じて支給する「役員賞与」、中長期的な企業価値の向上および株主重視の経営意識を一層高めることを目的とする「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。社外取締役および監査役は、月次で支給する「確定金額報酬」のみで構成しております。
【決定に係る手続き】
　確定金額報酬は、定時株主総会後の取締役会および監査役会において、支給対象者の職務・経験等に徴し、報酬月額を決定しております。役員賞与は、別途定める内規に基づき、事業年度の業績および当該役員の業績貢献度等を勘案のうえ金額を決定しております。決定にあたっては、経済や社会情勢を踏まえ、当行と業種・業態の類似する企業の水準等も参考にしながら、社外役員の意見を最大限尊重したうえで、これを決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する担当セクションは秘書室であります。取締役会の開催の案内、資料の準備、その他情報の伝達を担当

しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 当行のガバナンス機構につきましては、社外取締役の選任と監査役会及び内部監査部門等との連携を基本とした体制を構築しております。
2. 取締役の職務執行に対しては、取締役会及び監査役により監視を行っております。前述の社外監査役のほか、取締役12名中3名の社外取締役が選任されており、より多面的な観点からの監視を実施しております。
3. 監査役会につきましては、監査役4名（男性3名・女性1名）により組織され、うち3名（男性2名・女性1名）が独立性の高い社外監査役であります。
4. 業務執行体制につきましては、取締役会とともに、取締役会からの委任事項について協議・決定する機関として常務会及びコンプライアンス委員会を設置しておりますほか、執行役員制度を採用しております。また、コンプライアンス委員会を常務会に準じる機関と位置づけるなど、コンプライアンス重視の体制強化を図っているほか、オペレーショナル・リスク委員会、信用リスク委員会等を設置し、各種委員会からの報告体制を整備しております。
5. 会計監査につきましては、会計監査人に、有限責任 あずさ監査法人を選任しております。会計監査業務を執行した公認会計士は、福田厚氏、奥村始史氏、成田孝行氏の3名であり、補助者は公認会計士6名、その他17名であります。
6. 平成26年度における監査報酬の内容（監査公認会計士等に対する報酬の内容）
   - 提出会社
     監査証明業務に基づく報酬 55百万円
     非監査業務に基づく報酬　　0百万円
   - 連結子会社
     監査証明業務に基づく報酬 －百万円
     非監査業務に基づく報酬　 －百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由としましては、経営に対する監督機能の強化にあたっては、取締役会機能の充実や社外取締役の招聘、独立性の高い社外監査役の選任等による監査役機能の強化等を通じて進めることが望ましいとの考え方に基づくものです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集ご通知を平成27年6月1日に株主の皆さまへ発送しており、株主総会開催日（平成27年6月23日）の3週間前と早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主に出席いただくことを目的として、集中日を回避した株主総会の設定に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席できない株主の利便性向上を図るため、インターネットによる議決権行使を可能としております。
その他	当行では株主総会のビジュアル化にも取り組んでおります。これは、株主総会において事業報告に加えてグラフや図表を取り入れた映像や資料を用いて経営内容等のご説明を行うもので、ふだん銀行の財務諸表になじみの薄い株主の皆さまにも、当行の経営内容へのご理解を深めていただきたいという趣旨から実施しているものです。また、報告事項の説明を株主の皆さまにより聞きやすく伝えるため、プロによるナレーションを実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	決算内容や経営戦略を中心とした個人投資家向け会社説明会を年2回開催しております。出席者は100名前後であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算内容や経営戦略を中心としたアナリスト向け会社説明会を年1回開催しております。出席者は100名前後であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当行HPの「株主・投資家の皆さま」（IRサイト）において、ディスクロージャー誌、財務指標の推移、有価証券報告書、四半期報告書、事業報告、株主総会招集通知、プレゼン資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総合企画部広報CSR室内にIR担当を配置しております。	
その他	県内主要地区（10地区程度）、仙台、八戸において、取引先向け会社説明会を年1回開催しております。また、随時、ワン・オン・ワンなどの個別ミーティングを開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「地域社会の発展に貢献する」「健全経営に徹する」という創業以来の経営理念のもと、多くのステークホルダーの皆さまのご理解とご協力をいただき、地域との共存共栄をめざしてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会貢献活動への取組みとしましては、田野畑村での植樹活動や、スポーツを通じた子供たちとの交流イベントなどを実施しました。 文化振興事業としましては、国の重要文化財である旧中ノ橋支店の活用と周辺地域の活性化をテーマにしたシンポジウムを開催し、地域全体で“赤レンガ”の活用方法について協議を進めていくこととしました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「情報開示の信頼性の向上」にむけ、引き続き広報・IR活動の強化を通じて、投資家ニーズに適応した情報提供を実施していくこととしております。
その他	平成25年4月からの新中期経営計画「いわぎんフロンティアプラン～復興と創造、豊かな未来へ～」において、「ダイバーシティ・マネジメントの実践」を重点推進項目に掲げており、若手行員の育成強化や女性行員の活躍の場を拡大することにより、組織の活性化を図っております。 【役員、役席への女性の登用状況】 ・監査役4名のうち、女性1名（社外監査役）を選任しております。 ・役席者については、女性の占める割合が年々増加しており、平成27年4月1日現在、全役席者のうち、10．35%が女性となっております（女性役席者77名／全役席者744名）。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　取締役は、当行の経営理念、行動憲章、行動規範等に基づき、率先垂範して法令等を遵守するとともに、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築いたします。また、反社会的勢力との関係遮断を明確に定め、全役職員に徹底いたします。なお、これらを実現するための具体的手引書として、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、具体的実践計画として「コンプライアンスプログラム」を定めております。
　コンプライアンス体制としては、常務会に準ずる機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。また、コンプライアンス統括部署により法務関連事項の一元管理を行うほか、本部各部及び営業店全店に法令遵守担当者を配置しております。一方、内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を制定し、法令違反等が生じた場合の早期対応を図っております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）その他の情報は、「簿書保存規程」等に基づき、適切に保存し管理しております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　取締役は、リスク管理の重要性を理解し、その管理プロセスに積極的に関与するとともに、リスク管理が適切に行われるための体制を構築いたします。そのため、リスク管理に関する基本的事項を「リスク管理基本規程」に定めております。
　取締役会は、各種リスクの管理方針とリスク管理に係る重要事項の決定を行います。また、各種リスクの統合管理は常務会が行うほか、各種リスク管理の協議機関として、信用リスク委員会、ALM委員会、オペレーショナル・リスク委員会を置いております。
　大規模災害をはじめ、当行の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合の行動基準や対応策等を明示し、来店客・役職員（家族）の人命尊重を最優先するとともに、一定水準以上の金融サービスを提供できる体制を確立するため、「業務継続計画」を定めております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　取締役会とともに、取締役会より委任を受けた重要事項を協議・決定する機関として常務会を設置しております。また、取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は社外取締役とするほか、取締役会の意思決定機能の強化、業務執行の効率化等のため、取締役会の決議により別に執行役員を置いております。
　取締役は、「業務執行規程」及び「職務権限規程」に定める業務分掌と職務権限に基づきその職務を執行するとともに、使用人の職務に関する権限と責任をこれらの規程に明確にして行う体制としております。
5. 当行及び当行子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
　当行グループの企業集団としての業務の適正を確保するため、当行の取締役の中からグループ会社の役員に就任し、職務の執行状況を監視・監督しております。また、「関連会社管理規程」及び「関連会社運営要領」に基づき、関係部署がグループ会社における経営状況等を定期的にモニタリングするなど、グループ運営体制の整備に努めております。
　また、連結経営に対応したグループ会社の監視・監督を実効的かつ適正に行うために、当行の内部監査部署による内部監査、当行の監査役による業務監査及び会計監査人による外部監査を実施しております。
　一方、当行と当行グループ会社間の取引について、「アームズ・レングス・ルール」の徹底を図っております。
　また、連結ベースでの財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用を図っております。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
　監査業務の補助は、「業務執行規程」に定める部署の所属行員が行っております。また、監査役がその職務を補助すべき専任の使用人を置くことを求めた場合は、業務を十分検証できる能力を有する者を配置し、その人事については取締役と監査役が意見交換することとしております。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
　補助使用人が兼任で監査業務の補助を行う場合は、補助すべき期間中は取締役等の執行部門の指揮を離れ、監査役の指示、命令に従うこととしております。
　また、取締役は、監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事異動及び考課を行う場合には、監査役の意見を求めることとしております。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
　取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告しております。また、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令違反、またはその疑いがあるものを発見した場合には、監査役に対し速やかに報告いたします。
取締役及び使用人は、監査役が当行の業務及び財産の状況を調査する場合、迅速かつ的確に対応し報告しております。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役の半数以上を社外監査役とし、対外透明性を担保しております。また、監査役は、内部監査部署及び会計監査人と連携し、効率的な監査を実施するよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
　当行は、「岩手銀行行動憲章」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、金融サービスの提供などの取引を含め一切の関係遮断を徹底します」という基本方針を掲げており、反社会的勢力による不当要求には一切応じないほか、不正な資金獲得の未然防止に努めるなど、組織一体となって同勢力との関係を遮断してまいります。
2. 反社会的勢力排除に向けた体制整備状況

（1）当行では、反社会的勢力排除に関する統括部署を設置し、同勢力への対応に係る方策の立案、行内への指示・指導等を行うこととしております。
（2）当行では、「コンプライアンスマニュアル」に反社会的勢力への対応方針のほか、具体的な対応方法や留意点等について定めております。
（3）当行では、反社会的勢力に関する情報を統括部署が一元管理するほか、当該情報はグループ会社間で共有し、グループ一体となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
（4）当行では、各種規定に暴力団排除条項を導入し、同勢力との取引排除に向けた行内ルールを定め、周知徹底を図っております。
（5）当行では、岩手県銀行警察連絡協議会の会員行として、警察、岩手県暴力団追放推進センター、民事介入暴力対策担当の弁護士等との連携強化を図っております。
（6）当行では、反社会的勢力との関係遮断に向けた体制整備を年度毎に策定する「コンプライアンスプログラム」に継続的に組込み、方策の見直しや各種集合研修等による教育啓蒙に取組んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

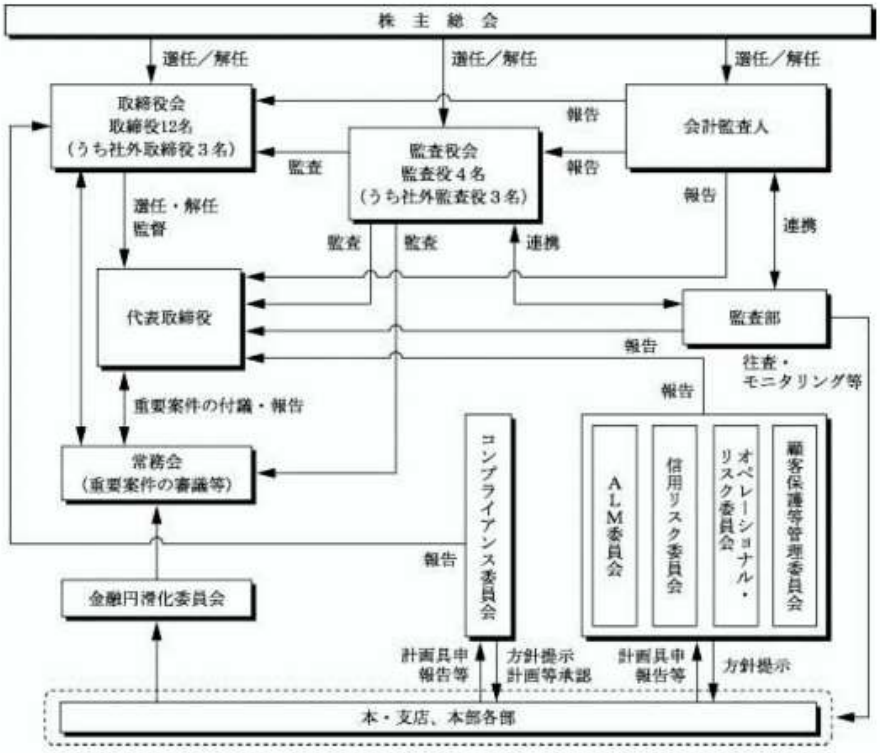
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制
（1）情報開示の手続きは、総合企画部が東京証券取引所の「会社情報適時開示ガイドブック」に基づいて行っております。また、総合企画部を所管する取締役は、情報取扱責任者として、情報開示を監督しております。
（2）決算関連の情報は、総合企画部が取りまとめ、取締役会もしくは常務会に付議し、承認を得たうえで、情報開示を行っております。
（3）決算関連以外の情報は、当該情報を所管する部署が総合企画部へ報告し、代表者並びに情報取扱責任者の決裁を得て、情報開示を行っております。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



【会社情報の適時開示に係る社内体制図】

